

# 浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の 防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と  
その意見に対する市の考え方の公表



令和4年11月から12月にかけて実施しました 浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例(案) に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等25名から44件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

この内容は、市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) にも掲載しております。

条例案は、浜松市議会5月定例会へ提案する予定です。浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例に対するご理解とご協力をお願いします。

令和5年2月

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10

TEL 053-453-6146

FAX 050-3606-4345

Eメールアドレス

[kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## 募集結果

【実施時期】	令和4年11月18日から令和4年12月19日		
【意見提出者数】	24人・1団体		
【意見数内訳】	44件 (提案 21件、要望 6件、質問 17件)		
【提出方法】	持参(12件) 郵便(0件) 電子メール(0件) FAX(0件) 環境審議会・区協議会等(32件)		
【案に対する反映度】	案の修正	0件	今後の参考 15件
	盛り込み済	2件	その他 27件

## 目次

第1条	目的(意見数 0件)	2ページ
第2条	定義(意見数 15件)	2ページ
第3条	基本方針(意見数 1件)	4ページ
第4条	市の責務(意見数 4件)	5ページ
第5条	市民の責務(意見数 0件)	5ページ
第6条	所有者等の責務(意見数 0件)	5ページ
第7条	支援(意見数 7件)	6ページ
第8条	報告等(意見数 2件)	7ページ
第9条	立入調査(意見数 0件)	7ページ
第10条	情報提供の求め(意見数 0件)	7ページ
第11条	指導又は勧告(意見数 0件)	7ページ
第12条	命令(意見数 1件)	7ページ
第13条	行政代執行(意見数 2件)	8ページ
第14条	審議会(意見数 1件)	8ページ
第15条	会議(意見数 0件)	8ページ
第16条	委員(意見数 0件)	8ページ
第17条	過料(意見数 7件)	9ページ
その他	(意見数 4件)	10ページ

## 第1条 目的（0件）

## 第2条 定義（15件）

<b>提 案 1</b>	建築物及びその敷地に加えて、当該敷地に隣接し、物の堆積等が一体となっている私道、その他の土地も含めることが有効と思われる。
----------------------	---

### 【市の考え方】その他

居住のために一体的に利用されている土地であれば、私道等であっても本条例の対象となります。なお、現に居住されていない建築物及びその敷地の隣接する私道等については、他の法律や条例で対応するため、本条例で対象としておりません。

<b>質 問 1</b>	住宅から離れた土地は対象になるのか。
----------------------	--------------------

### 【市の考え方】その他

住宅から離れている土地であっても、居住のために一体的に利用されている土地であれば、対象になります。

<b>提 案 2</b>	私も周りに聞いたところ、空家問題で困っている人は結構いる。崩壊寸前の空家であったり、物を置いたまま空家になってしまっていたりする。このような問題がある中で、それを対象外として良いのか。
----------------------	--

<b>提 案 3</b>	類似の問題として「空き家」の問題があるが、立木や雑草の繁茂等による公道等への越境が散見されるので、これらも対象案件に入れ、生活環境の維持・保全を図る必要がある。
----------------------	--

### 【市の考え方】その他

空家問題については、空家対策特別措置法により対応されます。本条例では、既存の法規制がないものを対象としており、他の法律や条例と重複するものについては対象外としております。

<b>提 案 4</b>	当該建築物等に現に居住者がいるか否かを問うことなく、ごみ屋敷は、施設の入所や長期入院などの事情で、居住者がいなくなる場合もあるので、周辺(地域)住民への不良な生活環境への度合で判断する方が有効と考える。
----------------------	---

### 【市の考え方】その他

居住者がいなくなった建物は空家となり、空家対策特別措置法での対応が基本となります。なお、実際の運用では、居住者がいるか判別しがたい案件もありますので、その場合においては、本条例の所管課と空家対策の所管課が連携して対応することとなります。

質問 2	堆積者が宝物という可能性があるがどのように対応するか。
質問 3	堆積物は財産だと主張されて指導や命令等を拒否された場合にも行政代執行は行えるのか。

**【市の考え方】 その他**

条例（案）では「物の堆積」を対象としており、堆積者の認識がごみであるか財産であるかに関係なく、支援、あるいは、指導・勧告・命令・行政代執行を行う規定としています。

要望 1	樹木の繁茂については対象外となるとのことだが、中には一年に一度しか樹木が手入れされない住宅があり、住民も直接指摘することがないため、道路の視界を遮るほどになっている事例もある。解決しないことでそうした危険性を含むケースもあることを認識していただきたい。
質問 4	樹木の繁茂を対象にしないのか。

**【市の考え方】 その他**

道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為は道路法で禁止され、また、令和5年4月から施行される改正民法にて、越境した枝の切除の規定で、隣人が一定の条件があれば越境した枝葉を切除することができるという規定（第233条）が設けられるなど、他法による解決が可能であることから、本条例では樹木の繁茂だけを問題とする案件は対象としておりません。

質問 5	その他の問題（樹木の繁茂等）も含めて対応・解決できないのか。
---------	--------------------------------

**【市の考え方】 その他**

本条例の対象と同時に発生している樹木の繁茂等については、それぞれの所管課と連携しながら対応してまいります。

質問 6	動物の多頭飼育についても条例で取り扱わないのか。
---------	--------------------------

**【市の考え方】 その他**

動物の適正飼養については、動物の愛護及び管理に関する法律や市条例（浜松市動物の愛護及び管理に関する条例、浜松市飼い犬条例）があるため、本条例では動物の多頭飼育を直接規定することは考えておりません。

<b>提 案 5</b>	第2条第3号の逐条解説にある「不良な生活環境の判定基準要綱」別表2-1にて「火気の使用状況」の項目があるが、電気コードが束ねることやコンセントにほこりがたまることで火事の原因となることもあるので、このような事例も危険性の判定に反映できないか。
<b>質 問 7</b>	第2条第3号の逐条解説にある「不良な生活環境の判定基準要綱」別表2-1の欄外※3にて、危険有害物の定義をしているが、これは何かの根拠があってこのように定義しているのか。例えば、草刈り機などに使用する混合ガソリンを缶に溜めて置いてあると想定した時、このような混合ガソリンといった燃料は危険有害物と判断されないのか、教えていただきたい。

**【市の考え方】 今後の参考**

いただいたご意見は、不良な生活環境の範囲を定める「不良な生活環境の判定基準要綱」の作成の際の参考とさせていただきます。

<b>提 案 6</b>	第2条第4号の「自然人」という言葉は一般の人に馴染みがないので説明がいてるのではないか。
----------------------	--

**【市の考え方】 その他**

「自然人」とは、一般的な人・人物を指す言葉であり、「法人ではない」ということを法律上明確にするものです。なお、条例の周知・啓発を行う際には、市民に分かりやすい表現を使うようにしてまいります。

<b>提 案 7</b>	第2条第6号の「堆積物」という文言は、本来、地理学的な言葉であると思う。関連して、同条第4号の「堆積者」についてはまだいいかとは思いますが、本号は「“不良な” 堆積物」などともう少し言葉を書いたり、何か上手い言い回しがあったりするのではないか。
----------------------	--

**【市の考え方】 その他**

条例（案）第2条第6号の「堆積物」は、この条例に限った定義であり、便宜上使用しているものです。条例の周知・啓発を行う際には、市民に分かりやすい表現を使うようにしてまいります。

**第3条 基本方針（1件）**

<b>要 望 2</b>	ごみ屋敷を解消する責任は、堆積者本人にあるが、その背景にはごみを溜め込む人、収集癖のある人、高齢による身体機能の低下、認知症、精神疾患の疑いがある人、地域からの孤立等、様々な原因が考えられる。したがって、福祉関係の視点からも様々な支援策が必要で、これらを総合的な施策として取り組む必要があり、本条例案に期待する。
----------------------	--

**【市の考え方】 盛り込み済**

条例（案）第3条（基本方針）、第4条（市の責務）、第7条（支援）の規定により、環境部局や福祉部局など庁内で連携して総合的な対策に取り組んでまいります。

#### 第4条 市の責務（4件）

<b>提案 8</b>	ある生活保護受給者の住居に入ったが、足の踏み場もない状態であった。そういう方は自治会に加入していないのではないかと個人的には思うが、自治会としても対応に困ることがあるという。社会福祉協議会によるごみ出し支援があるが、活用されていないのかもしれない。行政のすることなので縦割りになることは仕方ないのかもしれないが、きちんと連携できる体制が重要であると思う。
-----------------	---

##### 【市の考え方】今後の参考

条例（案）第4条（市の責務）では、市は「必要な対策を総合的に講じる責務を有する」と規定していますが、「総合的に講じる」とは、一部の課だけでなく、問題となる案件に関連する課（以下「関連課」という。）が情報共有をし、組織的にあらゆる対策を講じていくことを示しています。実際の運用では、関連課で構成する対策会議を設置し対応してまいります。

<b>提案 9</b>	条例施行後はどのような形で、ごみ屋敷を把握していくのか、単に市民からの情報を待つのではなく、市域全体を定期的に調査するなどの仕組みをつくり、ごみ屋敷化への未然防止や早期発見によるごみ屋敷の拡大防止などの対策が必要と思われます。その場合、地区社会福祉協議会や民生委員の「見守り活動」との連携が考えられる。
<b>提案 10</b>	市の責任・役割を明確にしているが、この中で地域住民等と協力してと記載されているが、どんなことを期待しているのか、その内容をある程度明示されないと、地域住民として戸惑いがあります。 例えば、既存の団体である地区社会福祉協議会や民生委員などの「見守り活動」と連携して取り組むなどが考えられる。
<b>提案 11</b>	地域での問題は自治会など地域コミュニティ等が最初に気付く。自治会等に聞く権限を与えると情報が早く入ってくることを踏まえて、ごみ屋敷になる前の対策を考えた方がよい。

##### 【市の考え方】今後の参考

条例（案）第4条（市の責務）では、市は「不良な生活環境が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民等と協力して、その原因、経過等の検証に努め、（略）必要な対策を総合的に講じる責務」があるとしています。

地域住民等の協力としては、主に、不良な生活環境となっている、又はなるおそれのある住居等についての情報提供をお願いしたいと考えています。

いただいたご意見を参考に、早期発見・拡大防止のための地域住民等との協力体制について検討してまいります。

#### 第5条 市民の責務（0件）

#### 第6条 所有者等の責務（0件）

## 第7条 支援（7件）

提案12	堆積者が自ら解消することが困難であると認めるときは、堆積者の申出により支援を行うと書いてあるが、これは行政が堆積物を排出するとの意味なのか、明確な表現が必要と思われる。 また、その場合、経費の負担についても明記してほしい。
------	--

### 【市の考え方】今後の参考

条例（案）第7条第3項では、市が、ごみ出し支援に限らず、さまざまな支援を行うことができるよう、あえて支援内容を限定しておりません。

なお、条例（案）第3条第1項にて、堆積者が自ら不良な生活環境を解消することを原則としており、経費は堆積者の負担となります。

質問8	市として福祉的なアプローチに重点をおくべきであるが、どのような方策があるか教えてほしい。
質問9	支援というのは具体的にどういうことを行うのか。片付けにかかる金銭上の支援なのか。

### 【市の考え方】その他

現状では、条例（案）第7条第2項にある生活保護、介護保険などの手続に関する情報の提供、相談、助言などの既存の福祉支援につなげることを想定しています。

提案13	ごみ屋敷問題は、費用がなければ解決が難しい。市でそうした予算の補填はできないか。
提案14	必要に応じて「情報の提供、助言、その他の支援を行うもの」とあるが、その実は生活保護や介護保険のような既存の福祉の制度に案内するものと読み取れる。これとは別に、金銭の補助等の直接的な支援は考えていないのか。金銭的補助がなければ、その後の措置でも改善されず、行政代執行に行きつき、結局のところ費用は行政の負担によるものとなるのではないか。
提案15	資金援助について、せっかく新たな条例を制定するのだから、可能性として考えられることは最初から盛り込んでおいた方がよいと思う。行政の検討というのは、本当に行き詰まってどうしようもなくなるまでは行われたい。その人たちが本当に困りごとを抱えているということだと思っているので、しっかりと対応するためには、金銭的補助を実行できる制度をはじめから整備する必要がある。
提案16	支援策として、浜松市は対策の実施・地域住民等の協力など限定的に捉えています。堆積者の生活環境等を考えると、経済的な支援も含めた方が有効と考える。

### 【市の考え方】今後の参考

現状では、本条例（案）第7条の支援として既存の制度を活用を想定しておりません。不良な生活環境の解消に係る経費は堆積者が負担することが原則であるため、市が金銭的補助を行うことは予定しておりません。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

## 第8条 報告等（2件）

<b>提案 17</b>	第8条第3項の条文の内容が分かりづらい。特に、1行目で「物の堆積等がある住居等の所有者等を確知することができない場合において必要があると認めるときは」と書いたあとに3行目で「当該所有者等を確知するために」としている部分は重複している、この部分はいらないのではないか。
------------------	---

### 【市の考え方】その他

1行目は条例（案）第8条第3項を適用させることのできる場面を示しているのに対し、3行目は利用又は提供をする情報の範囲を示しているものであり、重複しておりません。情報の利用又は提供については個人情報保護の観点から明確に示して限定する必要があることから、原案のとおりとします。

<b>要望 3</b>	第8条から第10条までの規定については、福祉関係課との連携を密にして、人権に配慮した対応をしてほしい。
-----------------	---

### 【市の考え方】今後の参考

条例（案）第4条（市の責務）で、市が「必要な対策を総合的に講じる責務を有する」とあり、第8条（調査等）、第9条（立入調査等）、第10条（情報提供の求め）の規定に関しても関連課が連携して対応してまいります。

また、条例（案）第3条（基本方針）でも「福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った対策を行うこと」とあり、人権に配慮した対応をしてまいります。

## 第9条 立入調査等（0件）

## 第10条 情報提供の求め（0件）

## 第11条 指導又は勧告（0件）

## 第12条 命令（1件）

<b>要望 4</b>	堆積物が支援策では解消出来ない場合で、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合は、強制力のある措置をとることを明確にしてほしい。
-----------------	---

### 【市の考え方】盛り込み済

条例（案）では、支援によって不良な生活環境を解消することが困難である場合に、第11条（指導又は勧告）、第12条（命令）、第13条（行政代執行）ができることを規定しています。なお、条例（案）第12条（命令）違反は、第17条（過料）によって罰則の適用があるので強制力のある措置となっています。



### 第13条 行政代執行（2件）

<b>質問 10</b>	行政代執行を行うまでのハードルが非常に高い。代執行が規定されたのは非常に良いが、時間軸とどこの課がどのような形で具体的に対応するかが問題である。役所は縦割り行政になっていて様々な課に回され、責任逃れされることが多い。その点をどう規定するか、どのように運用していくか。
------------------	---

#### 【市の考え方】その他

条例（案）では、第7条の規定による支援を行い、支援では解決しない場合に、第11条（指導又は勧告）、第12条（命令）、第13条（行政代執行）の順で対応することとしています。

支援内容の検討や効果確認に時間を要することが想定されますが、本条例の所管課が事務局となり、関連課で構成される対策会議を設置して適正かつ円滑な対応を進めてまいります。また、支援では解決できないと判断された場合は、本条例の所管課が速やかに第11条以降の規定による対策を実施してまいります。

<b>質問 11</b>	行政代執行法では、行政代執行の要件として「著しく公益に反すると認められる場合」とあるが、市の見解、実例があれば教えてほしい。
------------------	--

#### 【市の考え方】その他

行政代執行の前提である命令に違反している段階で「公益に反している」状態であり、それが「著しい」かどうかは、現に人の身体・財産に具体的な危険が及んでいるかで判断されます。

他市の行政代執行の事例には、空家の撤去や崖崩れのあった住宅造成地の土砂撤去・斜面保全措置などがありますが、これらの例は、人の身体・財産に具体的な危険が及んでいるという状態にあります。

### 第14条 審議会（1件）

<b>提案 18</b>	第12条第2項に「浜松市不良な生活環境対策審議会（以下「審議会」という。）」とあるのに、第14条第1項の表記が審議会となっていない。法的な整理をしてほしい。 なお、浜松市環境基本条例の環境審議会の条項では、第9条第3項で「浜松市環境審議会」と省略する規定を置かず、設置規定である第22条で「浜松市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。」と整理している。
------------------	--

#### 【市の考え方】その他

浜松市では、審議会等の設置を規定する条文においては、当該条文の前に審議会等の名称を省略する条文があったとしても、審議会等の名称は省略しないこととしています。その他の浜松市の条例も同様の取扱いをしています。

なお、ご指摘の浜松市環境基本条例の環境審議会の例では、第9条第3項以降、第22条の設置規定までに環境審議会の規定がなく、省略する規定が不要です。

### 第15条 会議（0件）

### 第16条 委任（0件）

## 第17条 過料（7件）

<b>提案 19</b>	担当職員が立入調査をしようとして、堆積者から正当な理由により拒否された場合その対抗策が必要と考える。 正当な理由については、説明が必要かと考える。
------------------	--

### 【市の考え方】その他

立入調査等が拒否される正当な理由としては、堆積者に外出予定がある、来客中である等の時限的なものを想定しています。実際の運用では、いったん調査を拒否された場合には、期日を改めるなど相手に配慮して調査を行うため、正当な理由で拒否されて立入調査ができないという案件はなく、特に対抗策は必要がないと考えます。

<b>提案 20</b>	人に寄り添った支援を基本とする条例の中で、罰則を設ける事のマイナスイメージが懸念される。
------------------	--

### 【市の考え方】今後の参考

本条の目的は、違反者に罰則を与えることではなく、条例の実効性を担保することにあります。条例の運用にあたっては、支援を基本とすることを重点的に条例の周知・啓発をしてまいります。

<b>質問 12</b>	罰則による過料を支払うことで、そのまま解決されないケースもあり得るか。
------------------	-------------------------------------

### 【市の考え方】その他

命令違反に対する過料が支払われても、命令を受けた堆積者への改善措置命令は失効せず、対応完了とはなりません。罰則そのものについては、命令の実効性を担保する位置付けと捉えています。

<b>質問 13</b>	行政代執行にかかった費用に加えて、過料が加算されて請求されることもありうるということか。
------------------	--

### 【市の考え方】その他

命令違反を経て行政代執行となるため、不良な生活環境を発生させている者が、命令違反による過料と行政代執行の費用を支払うことになる案件も想定されます。

<b>質問 14</b>	過料の徴収方法は具体的にはどのようなものか。
------------------	------------------------

### 【市の考え方】その他

過料は、地方自治法第255条の3の弁明手続を経て、納入通知書を送付して請求します。

<b>質問 15</b>	過料の金額の根拠を教えてください。
------------------	-------------------

**【市の考え方】 その他**

他市の事例を参考に、条例の実効性を担保できる金額として定めております。

<b>質問 16</b>	罰則として秩序罰（過料）を規定しているが、行政刑罰（懲役・禁固、罰金、科料等）としないのはなぜか。
------------------	---

**【市の考え方】 その他**

一般的に、秩序罰は形式的又は軽微な義務違反に科せられるのに対し、行政刑罰は反社会性の高い義務違反に科せられます。本案件は、反社会性が高いとはいえず、行政刑罰とはしていません。

その他（4件）

<b>提案 21</b>	ごみ屋敷の場合、一度解消されても再発することが十分考えられる為、その場合には対応を厳しくするなどの対処法を条例の中に盛り込んではどうか。
------------------	--

**【市の考え方】 その他**

不良な生活環境を発生又は再発させる者は、生活上の課題を抱えていると考えられることから支援を基本として対応します。そのため、再発を理由として対応を厳しくすることは考えておりません。

<b>要望 5</b>	生活環境に関することは地域住民の協力が不可欠であるため、条例の存在の周知徹底をお願いします。
-----------------	--

**【市の考え方】 今後の参考**

いただいたご意見は、参考とさせていただきます。

<b>要望 6</b>	居住者の中にはごみ屋敷であることを認めない人もいると思う。できるだけ居住者の方が納得できるような、柔らかな対応（難しい言葉だけでなく、事例・写真・数値等を示しながら）で運用していただきたい。条例を作ることでなく、あくまでも解決をゴールとして柔軟に運用していただきたい。
-----------------	--

**【市の考え方】 今後の参考**

いただいたご意見は、参考とさせていただきます。

<b>質 問 17</b>	運用について、自治会長が市役所の窓口にごみ屋敷について話せば、後は基本的には市役所で全て対応してくれるということか。組織体制はどうなっているのか。
-----------------------	---

**【市の考え方】 その他**

市にご相談があった場合、本条例の所管課が調査等を行い、条例対象である「不良な生活環境」であるか判断した上で、庁内で連携して適切な対応を進めてまいります。

なお、情報収集や支援等の対応の際には、民生委員や社会福祉協議会に協力をお願いすることもあります。